

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名	警察庁
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（徴収規定）</u>		
要望項目名	犯罪被害給付制度及び国外犯罪被害弔慰金等支給制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）、特例措置の内容 犯罪被害給付制度及び国外犯罪被害弔慰金等支給制度の見直しにより、犯罪被害者等給付金及び国外犯罪被害弔慰金等（以下「犯罪被害者等給付金等」という。）の支給対象範囲の拡大、支給額の引上げ等がなされた後においても、引き続き、犯罪被害者等給付金等について非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。</p>		
関係条文	<p>・ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第17条、第18条 ・ 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第17条、第18条</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ▲17 （ ▲108 ） [平年度] ▲30 （ ▲108 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 犯罪被害者等給付金は、殺人、傷害等の故意の犯罪行為により重大な犯罪被害（死亡、障害又は重傷病）を負い、他に何らの救済も受けることができない犯罪被害者等に対して、犯罪被害者等が受けた精神的、経済的被害の軽減を図るため、国が、社会の連帯共助の精神に基づき支給するものである。 犯罪被害者等給付金については、犯罪被害者等の救済の実効性を確保するため、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）により、非課税措置及び差押禁止措置が講じられているところである。 また、日本国外において行われた故意の犯罪行為により重大な犯罪被害（死亡又は障害）を負った日本国民に対しては、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）に基づき、国外犯罪被害弔慰金等が支給されている。国外犯罪被害弔慰金等についても、犯罪被害給付制度と同様の趣旨から、同法により、非課税措置及び差押禁止措置が講じられている。</p> <p>(2) 施策の必要性 犯罪被害者等給付金については、「第3次犯罪被害者等基本計画」を踏まえて行われた、「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」の提言を受け、支給対象範囲の拡大、支給額の引上げ等の見直しを行う予定であるところ、当該見直し後の犯罪被害者等給付金についても、犯罪被害者等が受けた精神的、経済的被害の軽減を図るため、国が、社会の連帯共助の精神に基づき支給するものであることに変更はない。そのため、これに対して課税等した場合には、その趣旨に反し、犯罪被害者等の立ち直り効果が減殺されることから、犯罪被害者等の救済の実効性が確保されるよう、引き続き、非課税措置及び差押禁止措置が講じられる必要がある。 また、国外犯罪被害弔慰金等については、犯罪被害者等給付金の見直しに併せ、支給対象範囲の拡大を行う予定であるところ、犯罪被害給付制度と同様の趣旨から、引き続き、非課税措置及び差押禁止措置が講じられる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	平成29年度実績評価計画書（国家公安委員会・警察庁） 基本目標6 犯罪被害者等の支援の充実 業績目標1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
	政策の達成目標	犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	犯罪被害給付制度は、同制度が発足した昭和56年から平成29年3月末までの間に10,261人の犯罪被害者について約305億5,600万円を支給している。 国外犯罪被害弔慰金等支給制度は、平成28年11月末に施行されており、平成28年度中の支給実績はない。
有効性	要望の措置の適用見込み	○犯罪被害給付制度 ・重傷病給付金の給付期間の延長に係る支給対象件数：約200件 ・幼い遺児に係る遺族給付金の増額に係る支給対象件数：約10件 ・親族間犯罪の支給要件見直しに係る新規支給対象件数：約60件 ○国外犯罪被害弔慰金等支給制度 適用見込みについては、現時点不明。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	犯罪被害者等給付金等に非課税措置及び差押禁止措置が適用された場合、犯罪被害者等が受ける犯罪被害者等給付金等は減額されないことから、犯罪被害者等の精神的、経済的被害の軽減を図る上で有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	犯罪被害者等給付金等は、他に何らの救済を受けることができない犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等が受けた精神的、経済的被害の軽減を図るなど、国が社会連帯共助の精神に基づき支給するものであり、これに対して課税等した場合には、制度の趣旨に反し、犯罪被害者等の立ち直り効果が減殺されることなどから、非課税措置及び差押禁止措置が不可欠である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—